

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

- 現在、取り扱っている長野県内の事業場から発生する水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等を中間処理場に運搬する。

申出を行う「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」に係るもののみ記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

| | (特別管理)産業廃棄物の種類 | 運搬量 (t/月又はm ³ /月) | 性状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地) |
|----|---|---------------------------------|----------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（水銀使用製品産業廃棄物） | 1 t | 固形（蛍光管） | ◇◇工業有他 2社 長野県佐久市** | なし | △△△産業 長野県佐久市** |
| 2 | 汚泥、金属くずの混合物（水銀使用製品産業廃棄物） | 1 t | 固形（乾電池） | ◇◇工業有他 2社 長野県伊那市** | なし | △△△環境 長野県伊那市** |
| 3 | 汚泥（水銀含有ばいじん等） | 5 t | 泥状(OOOO) | ○○○工業 | なし | △△興産(株) ○○県○○市** |
| 4 | | | | | | |
| 5 | 「水銀含有ばいじん等」を収集運搬する場合には、特別管理産業廃棄物に該当しないことが分かるよう、廃棄物の性状や排出事業場を具体的に記載してください。 | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

- ・ キャブオーバー
ぱいじん

(2) 収集運搬を行う時間

午前8時30分～午後5時

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数の内訳

平成〇〇年□□月××日現在

| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用者 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合計 |
|-----------------|----------------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 3人 | 1人 | 0人 | 1人 | 5人 | 3人 | 0人 | 13人 |

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・水銀使用製品産業廃棄物（〇〇〇〇）は、△△△△し、破碎を防止するとともに、その他の物と混合しないよう他の物と区分して運搬する。

・上記の〇〇〇〇には具体的な製品名、△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

- ・水銀含有ばいじん等は、△△△△し、水銀の揮発及び漏えいを防止する措置を講じた上で、運搬する。

・上記の△△△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。
・運搬方法は、水銀廃棄物ガイドライン※に従い、性状に応じて水銀の漏えい防止措置（蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで被う等）、高温防止措置をとることが望されます。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

- ・水銀使用製品産業廃棄物は、掲示板に種類を明示するとともに、□□□□し、その他の物を混合するおそれのないよう保管する。

・上記の□□□□には仕切りを設ける、専用の容器に入れる等、他の物と分ける保管方法を記載してください。

- ・水銀含有ばいじん等は、掲示板に種類を明示するとともに、△△△△し、水銀の揮発及び漏えいを防止する。

・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な保管方法をきさいしてください。
・保管方法は、水銀廃棄物ガイドライン※に従い、性状に応じて水銀の漏えい防止措置（蓋付の容器に入れる、二重に梱包する、シートで被う等）、高温防止措置をとることが望されます。

※「水銀廃棄物ガイドライン（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成29年6月）」参照

(第7面)

運搬容器等の写真

| | | | |
|---|--|----|-------------|
| 運搬容器等の名称 | | 用途 | 水銀使用製品産業廃棄物 |
| <p>・運搬過程において水銀使用製品産業廃棄物が破損する事がない、他の物と区分する容器を使用してください。</p> | | | |
| 注意事項 | | | |
| <ul style="list-style-type: none">容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | |
| 撮影 平成〇〇年〇〇月××日 | | | |

| | | | |
|---|--|----|-----------|
| 運搬容器等の名称 | | 用途 | 水銀含有ばいじん等 |
| <p>・運搬過程において水銀が揮発・漏えいすることのない容器を使用してください。</p> | | | |
| 注意事項 | | | |
| <ul style="list-style-type: none">容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | |
| 撮影 平成〇〇年〇〇月××日 | | | |